

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-1-6 消費者対策の推進
---------	---------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	商工政策課長 馬庭 正人	電話番号	0852-22-5286
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	計量検定検査事務		
目的	(1) 対象	計量器を使用する事業所を利用する人	
	(2) 意図	適正な計量結果が得られるようにする	
事業概要	適正な計量の実施を確保するため、計量器の修理・販売事業者等計量関係事業者を指導・監督し、並びに県内各事業所において取引・証明に使用される計量器の検定・検査により正確な計量器の供給を図る。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	%
		取組目標値						
	式・定義	不適正件数/検査件数×100	実績値	0.4	0.1			
		達成率	-	-	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	14,927	11,089
うち一般財源 (千円)	9,306	5,190

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

不適正率は、水道メーター立入検査及び燃料油メーター立入検査が0%、ガスメーター立入検査が0.2%、並びに食料品製造業・流通業立入検査が2.8%と、全体では0.1%となり、前年度の0.4%に比べて改善されたが、目標を達成することはできなかった。引き続き、不適正率0%を目標値とする。(立入検査は年次計画により実施している)

6. 成果があったこと(改善されたこと)

燃料油メーター立入検査は、平成25年度以降0%が続いており、水道メーター立入検査は、前年度が1.2%だったものが0%となった。
不適正な計量器が使われることがなくなり、事業所を利用する人にとって安心して取引を行うことができる。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

- ①困っている「状況」
立入検査の結果、ガスメーターの有効期限が満了した計量器が取引に使用されたり、食料品製造業・流通業において量目不足の不適正率が高いことが判明した。
また、検定・検査に使用する基準器等の老朽化が著しく、検定・検査に支障が出てしまう恐れがある。
※量目不足とは？
店頭で販売されている食料品などについて、表示されている数量よりも実際の量が少ないこと
- ②困っている状況が発生している「原因」
事業者の法令遵守、適正計量に対する認識が十分でないため、期限切れの計量器を使用したり、食品の量目不足が発生している。
検定・検査用基準器等については、計画的に更新を行わなかったため、大部分が老朽化してしまった。
- ③原因を解消するための「課題」
事業者においては、計量は経済活動の根幹であることを認識するとともに、県民に対して適正な計量結果を提供する責任を自覚し、適正な計量管理が行われることが重要であり、計量器を使用する事業者に対して、指導の徹底を図る。
併せて、適正な検定・検査を維持していくため、基準器等の更新計画を策定する必要がある。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

計量法に基づく計量器の検定・検査を厳格に行うことによって適正な計量器を供給し、計量器を使用する事業者に対しては、適正計量の意識の醸成が図られるよう、指導を行っていく。
申請のあった計量器について速やかに検定・検査を実施するためには、計画に基づいて老朽化した基準器等を更新することにより、検定・検査を行えないような状況が発生しないようにしていく。